

保育経営懇ニュース

〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F
Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

2025 年 4 月号
No.256

2025 年 4 月 28 日発行
全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇役員リレーエッセイ

助けてほしい時に、近くに誰かがいること

京都・たかつかさ保育園 池添鉄平

この時期になると思い出す事件があります。

数年前の 4 月初めの土曜日のこと。「朝にいろんな工事をして、昼から事務するぞ！」と出勤。コンクリートドリルの作業はうるさいので朝一番でトイレにタオルかけをつける工事を開始。バーを固定する為にドリルで壁に穴を開けるが、印の場所を間違えてしまい少しずらしてドリルをすると・・・「バシュ」という音と共に、マンガのような勢いの水が噴き出てきた。反射的に手で押さえ、数秒で状況把握「水道管に穴を開けてしもた!」。慌ててバケツでフタにならないフタをする。すでに周りも服もビシャビシャ。

強烈すぎる水圧で押さえることはできず、アワアワしながらも、次は「まず助けを」と見渡すと園庭に N 先生が見えた。大声で呼ぶと駆けつけてくれ「とりあえず押さえて」とバケツ押さえ役を代わってもらい工務店の T さんへ電話、やり取りして戻ると、もう笑うしかない N 先生が必死で押さえてくれている。右往左往してやっと元栓を見つけて止める。そうこうしている間に T さんが様子を見にきてくれ水道屋さんの手配をしてくださる。昼過ぎに水道屋さん到着、手際よく水道管を取り替えてくれました。

「理事長に言えへんな～」と話していたら、たまたま所用で寄られた理事長が現れびっくり。状況説明すると「よく確かめないですから!」と一言。仰る通りです。

夕方やっと落ち着いて振り返りながらいろいろと考え、以下の教訓を得ました。「助けて欲しい時に、近くに誰かがいること」、「困った時に専門家にすぐに聞けること」、「専門家のネットワークがしっかりしていること」、「“物事はよく確かめてから行うこと”の大切さ」、そして「悪いこと?は隠そうとしても隠せないこと」を、学んだ 1 日でした。

さて、これを書いている今日は 2025 年 3 月 31 日。私ごとですが、園長になって丸 10 年が経ちました。近藤幹生氏の著書『保育の自由』（岩波新書）に、「園長職は会社組織でいうと、総務、労務、経理、人事、営業など部長職すべて一人でこなすようなものだ。そんなことは容易にできることではない」とあり、ホントにそうだとぼやきながらも、皆さんに支えられてなんとか進んできました。丁寧にできていなかったことに反省も多い今日この頃です。

そして、息つく間もなく明日から新年度です。上の教訓も振り返りながら、初心に戻りながら、積み重ねたことも大切にしながら、少しでも今と未来が楽しくなるように 2025 年度を歩みます。（2025 年 3 月 31 日記）

保育をめぐる情勢・国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・

●誰でも通園制度、設備運営基準・手引き、示される

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、2026 年度から全自治体で本格実施の予定

です。今年度（25 年度）は、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化し、希望する自治体での限定的な実施とされています。

この間の経緯

24 年度中は、試行的事業として 118 自治体で実施されました。並行して、制度化・本格実施に向けた検討会が開催され、24 年 12 月に検討会取りまとめが発表されました。

その取りまとめも受けて、内閣府令である「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が示され、25 年 4 月 1 日から施行されました。今後この基準に基づいて、全市町村が、条例の制定や事業者の認可等を行うこととなり、その体制づくりが必要となっていくと見られます。

現場での実施を想定し改善を求めよう

設備運営基準が施行されましたが、その内容は決して十分とは言えません。特に、従事する職員のうち保育士は半数でよいという基準は低すぎるといえます。検討会取りまとめでも、「専門性のある保育士が関わることを基本」にすべきとの意見も出ています。発達段階の違う低年齢児の時間単位での保育を安全に実施するには、通常の保育体制以上の基準を整備する必要があります。

また、今年度、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施される内容について注目すると共に、26 年度に向けた課題や国・自治体の動きを把握し、現場からの要望を引き続き届けていくことが重要です。

こども家庭庁は、25 年 3 月 28 日付で「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を公表しました。これは、設備運営基準に関する内容を含めたより詳細な取扱いについて示したもの、とされていますが、あくまで参考資料です。ところが注意して読むと、例えば、これまで「自由利用」という言葉だったものが、手引きでは「柔軟利用」という言葉に置き換えられていました。参考資料と言いながらも、手引きをもとに、具体的な運用などが示されることとなりそうです。

現場の実態や子どもの状況から考えるとどうか等、現場目線・こども目線で手引きを検証しつつ読む必要があります。

＊月刊『保育情報』5 月号ではこの手引きに加え 25 年度同事業の「実施要綱」が資料掲載され、速報頁で解説を加えています。ご参照ください。

●事務連絡「令和 7 年予算における「子どものための教育・保育給付交付金」に係る拡充内容・留意事項等について」発出

こども家庭庁・文科省は、2025 年 4 月 11 日付で、都道府県担当者あての事務連絡を発出しました。

主な内容

「子どものための教育・保育給付交付金」の主な拡充内容として以下 8 点が示されました。

○ 保育士等の処遇改善

2024 年度の人件費の改善（+10.7%）を引き続き確保し、2025 年度予算にも反映。各施設・事業者は、今年度以降の給与表、給与規定等の改定に取り組むよう、要請。今後、改定状況等について調査が実施される予定。

○ 処遇改善等加算の一本化

これまで処遇改善等加算がⅠ～Ⅲの 3 種類であったが、今年度より、「処遇改善等加算」に一本化するとともに、配分ルールの一統化、

柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しが実施される。

○ 1 歳児配置改善加算の創設

一定の要件を満たす事業所への「加算措置」により対応。3 つの要件（処遇改善等加算の取得、ICT の活用、職員の平均経験年数 10 年以上）が示されている。今後、取得状況等について調査が実施される予定。

○ 定員区分の細分化

子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員 60 人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を実施。

○ 定員超過減算の要件の見直し

定員超過減算については、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、「① 直前の連続する 5 年間常に利用定員を超え」かつ「② 各年度の年間平均在所率が 120% 以上であること」されていた。これについて、待機児童数が減少して

きている現状を踏まえ、①の「5年間」の期間を、令和7年度より「2年間」と厳しく変更。

○主任保育士専任加算等の要件見直し

災害等発災直後に出勤する必要のある保護者が子どもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等に子どもの支援にあたることができるよう、主任保育士専任加算等において評価を行うため、要件が見直された（要件の一つとして追加された）。

○冷暖房費加算の見直し

冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定しているが、令和7年度から寒冷地手当については、支給地域等の改正が行われたことにより、一部地域が支給地域外となったことを踏まえ、国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠しつつ四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講じた。

○地域区分の見直し

24年度人事院勧告を踏まえた、保育の地域区分の対応については、25年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直しについて丁寧に議論を進める。

なお、創設・改正された加算について、施設・事業所からの申請が4月以降であっても、4月時点において要件を満たしていることが確認できる場合には、4月に遡って認定するよう、各都道府県担当者に取り扱いをお願いする、としています。

●通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」発出

こども家庭庁・文科省は、2025年4月11日付で、都道府県知事宛での通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」を発出しました。

この間、2015年度以降設けられてきた処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを一本化し、制度の簡素化・事務手続きの負担軽減を図る、という方向がこども大綱等において示されていきました。しかし、3月17日に開催された全国こども政策主管課長会議の時点でも、その具体的な内容は示されていませんでした。

ようやく、4月11日付けの通知で具体的な取扱いが示されたといえます。通知によれば、4月1日から適用することとされ、2023年6月7日付通知は廃止されました。この通知に基づいて、すでに自治体から何らかの連絡等があったのではないかと思います。自治体からの提案内容・園長会等での受けとめ等、動きがあればお知らせください。

各地のとりくみ・動き.....

●退職共済の公費助成継続を求め 地元選出国会議員に要請／神奈川

退職手当共済制度の公費助成については、2026年度末までに結論を出す、ということが、24年度末の段階で示されています。

この問題について、神奈川では、地元選出の早稲田ゆき議員（立憲民主党）に現状を訴え公費助成の継続を求めて要請をしてきました。

要請を受けて、早稲田議員は、4月2日衆議院厚生労働委員会にて、退職共済について質問したことがわかりました。地元事務所から議事速報*が届き、国会の議員室からも電話で質問をした旨が連絡がありました。

国会請願署名で地元選出議員への要請行動を積み重ねてきたことを踏まえ、現場の状況や改善を求める要望等を国会議員に伝え、国会での論議につなげてもらう必要があることを強く感じました。（神奈川・小林忍・談）

*議事速報は同封します。ご参照ください。

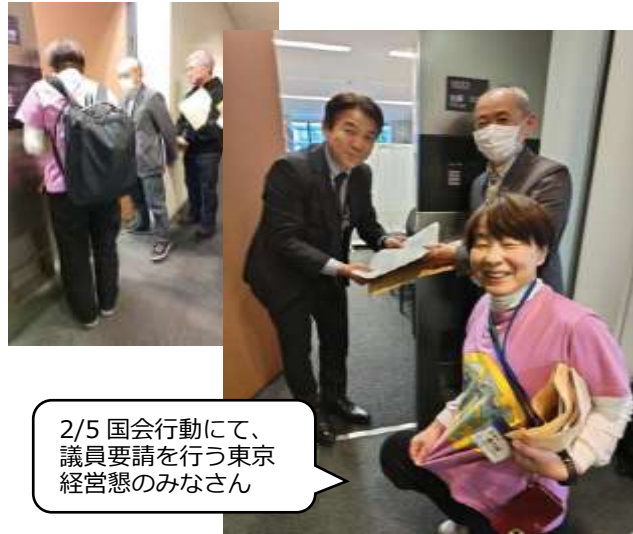
●国会請願署名、最終集約 5/20 前年度より紹介議員増！

2024年秋からとりくんできた国会請願署名は、累計で約110万筆となりました。現在開会中の通常国会に最終分を提出します。お手元に残っている署名は、5月20日までに全保連まで送付ください。

紹介議員承諾 123 名、前年度超える！

紹介議員になることを承諾した議員は、123 名と前年度の 88 名より大幅に増えています。ただし、実際に署名を提出した議員が最終的に確認する必要があるため、現時点ではまだわかりません。とはいえ、与党も含め、紹介議員が増えてきたことは、少子化が進む中で子ども政策が注目されていることは確かです。

こういった情勢のもと、引き続き、国会請願署名や自治体に向けた働きかけ等、取りくむことが重要です。



お知らせ

● 総会開催のご案内

2025 年度定時社員総会を開催します。

日程 2025 年 6 月 22 日(日)～23 日(月)

※総会は 23 日午前

会場 リンクフォレスト（東京都多摩市）
（Zoom 参加も可能です）

内容 総会に加え、シンポジウム・講演等の
学習企画、懇親会も行います。

* 宿泊申込は 5/19 締切です。

● 2025 年度活動日程

2025 年度の主な日程は下記の通りです。

○8 月 2～4 日(土～月)第 57 回合研集会

会場 群馬（高崎アリーナ・G メッセ他）

○9 月 8 日(月) 夏季セミナー

会場 東京（両国 KFC ルーム・予定）

○11 月 13～14 日(木～金) 主任セミナー

会場 神奈川（ニューウェルシティ湯河原）

○26 年 1 月 12～14 日(月～水)

民間保育園経営研究セミナー

会場 兵庫（神戸ベイシェラトンホテル）

● 保育プラザ研修

経営懇事務所のある保育プラザでは、保育園の職員向け研修を実施しています。年齢別講座や分野別講座等、準備していますので、ご活用ください。案内を同封します。

● 第 57 回合研集会 in 群馬 案内書完成、周りの園を誘って ご参加ください。

8 月 2～4 日、群馬県にて第 57 回合研集会を開催いたします。案内書を同封します。

* 2 日目夕方、園長交流会（自主交流会）を計画中です。群馬県近隣の地域の方は、ぜひ、お知り合いの園長さんを誘ってご参加ください。

* 経営懇では、会場分科会「民間保育園の運営と経営」の、司会・運営を担当します。

【経営懇活動日誌・3 月】

○3 月 1 日(土)オンライン企画（講師：杉山隆一さん・持田晶子さん）

○3 月 3 日(月)役員会（Zoom）

○3 月 16 日(日)全保連常任幹事会（小西さん参加）

○3 月 17 日(月)事務局うちあわせ

○3 月 24 日(月)総会会場リンクフォレスト下見（多摩市）、午後は三役会議（Zoom）。

同 封 資 料

● 衆議院厚生労働委員会議事速報

神奈川選出議員事務所からご提供いただきました

● 57 回合研集会 in 群馬 案内書

● 保育プラザ研修ご案内

● 2025 年度定時社員総会ご案内

● 合研 T シャツご案内